

忘れないでください!

更新手続き

有効期限が7月31日の福祉医療費受給券・助成券などを持っている人は、7月中に更新手続きを行ってください。

■更新・新規交付手続き

現在の対象者のうち、受給資格に当てはまる人には、7月上旬に申請書を郵送します。必要書類と一緒に、保険年金課へ提出してください。受給資格、所得金額などを再確認し、受給券・助成券を郵送します。

※最近転入した人などで、受給資格に当てはまる人は問い合わせてください。



- 福 福祉医療費受給券 (桃色・白色・うすだいたい色)
- 福 重度心身障害老人等福祉助成券 (桃色)
- 老 老人福祉医療費受給券 (白色・うすだいたい色)
- 精 精神科通院医療費受給券 (水色)
- 精老 精神科通院医療費助成券 (水色)

受給資格 本人、配偶者、福祉医療での扶養義務者には、それぞれ所得制限があります。

区分	助成対象者
福 重度心身障害者(児)・重度心身障害老人	・身体障害者手帳(1～3級)を持つ人 ・療育手帳を持つ人 ・特別児童扶養手当1級の支給対象児童
福 母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童を扶養しているひとり親とその子
老 65～74歳老人	本人(昭和19年4月2日以降に生まれた人)およびその配偶者、扶養義務者の全てが市県民税非課税の人 ※昭和19年4月1日以前に生まれた人は福祉医療の助成対象者にはなりません。
福 ひとり暮らし寡婦・ひとり暮らし高齢寡婦	かつて母子家庭で児童を扶養していた人で、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる人
精 精神障害者(児)	精神障害者保健福祉手帳(1～3級)を持つ人で、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている人
精老 精神障害老人	

65～74歳の皆さんへ

老人福祉医療費受給券の対象ではありませんか

老人福祉医療費受給券は健康保険対象医療費の自己負担分の一部を助成する券です。

次の条件に当てはまる人は、平成28年8月1日から老人福祉医療費受給券の交付が受けられる可能性があります。交付を受けるには申請が必要ですので、保険年金課で手続きしてください。

■対象 昭和19年4月2日以降に生まれた65歳以上の人のうち、本人、配偶者、扶養義務者の全てが平成28年度市民税非課税であること

※他の福祉医療費受給券を交付されている人(精神科通院医療費受給券を除く)、生活保護を受給している人、後期高齢者医療保険に加入している人は対象になりません。

■申請に必要なもの 印鑑、健康保険証

※助成対象者(本人)、その配偶者および扶養義務者で、平成28年1月1日現在、市外に住んでいた人は、その住所地の役所で「平成28年度非課税証明書」(所得額、控除額、扶養人数がわかる証明書)を取って提出してください。また、所得申告をしていない人は、速やかに申告を済ませてください。

■申請期間 8月31日(水)まで

※期間を過ぎても手続きはできますが、申請月からの受給となり、医療費をさかのぼって助成することはできません。

※自分が該当するか、扶養義務者の範囲など、詳しくは問い合わせてください。

問 保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460